

新潟水俣病アーカイブス事業に係るDVD制作業務委託に関する プロポーザル実施要領

1 趣旨

新潟水俣病の教訓を伝承する環境学習等に活用するため、水俣関連映像、資料の保存、加工・編集し、映像資料として、水俣病発生地域の再生・融和の促進など、総合的など情報発信等に活用することを目的とする。

この要領は、新潟水俣病アーカイブス事業に係るDVD制作業務に関する委託業者を選考するために、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 委託事業 新潟水俣病アーカイブス事業に係るDVD制作業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和2年3月25日まで
- (3) 業務内容 別添「新潟水俣病アーカイブス事業に係るDVD制作業務委託仕様書」
のとおり
- (4) 見積金額の上限額 2,587,000円（消費税含む）
※この費用には、委託者との打合せに要する費用や、企画提案に基づく委託業務に関する費用の全てが含まれるものとする。

3 スケジュール（予定）

令和元年 8月30日（金）	公募開始（新潟県庁ホームページに実施要領等を掲載）
令和元年 9月10日（火）	質問書提出期限
令和元年 9月13日（金）	質問に対する回答（新潟県庁ホームページに掲載）
令和元年 9月27日（金）	参加申込書提出期限
令和元年10月 4日（金）	提案書等提出期限
令和元年10月下旬	書類審査及び審査結果の通知

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 新潟県内に本社、支社、営業所等を有する者。
- (2) これまでに同様の業務に関する実績があり、確実な履行が見込まれること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者。
 - イ 会社更正法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開

始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

エ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

オ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあたっては、当該県税の未納が無い者であること。

5 質疑応答

(1) 提出書類 別添「質問書」（様式1）による

(2) 提出期限 令和元年 9月10日（火） 午後5時必着

(3) 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出

※持参の場合は、業務時間内（休館日（月曜日（月曜日が休日の場合は翌日））を除く8時30分から17時00分）とすること。

※持参以外の場合は、別途電話により提出した旨の連絡を行うこと。

※電子メールで提出する場合は、件名を「アーカイブス事業プロポーザル質問」とすること。

(4) 提出先 新潟県立環境と人間のふれあい館 担当：伊藤

住所 〒950-3324 新潟市北区前新田字新々囲乙364-7

電話 025-387-1450 FAX 025-387-1451

メール fureai@abeam.ocn.ne.jp

(5) 回答 令和元年 9月13日（金）に新潟県庁ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等に追加又は修正と見なす。

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類 別添「参加申込書」（様式2）及び企業概要（パンフレット可）、業務実績（様式任意）、県税未納が無い旨の証明書

(2) 提出期限 令和元年 9月 27日（金）午後5時必着

(3) 提出方法 持参又は郵送すること。郵送の場合は提出期限必着とし、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

※持参の場合は、業務時間内（休館日（月曜日（月曜日が休日の場合は翌日））を除く8時30分から17時00分）とすること。

(4) 提出先 上記5（4）と同じ

7 企画提案の提出

(1) 提案書類

提案書類は、A4版とし、縦書・横書は提案者の任意とする。

- ・企画提案書（様式任意）
- ・作品構成案（様式任意）
- ・制作スケジュール（様式任意）
- ・業務体制（様式任意）
- ・見積書及び内訳書（様式任意）

(2) 提出期限 令和元年10月4日（金）午後5時必着

(3) 提出方法 持参又は郵送すること。郵送の場合は提出期限必着とし、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

※持参の場合は、業務時間内（休館日（月曜日（月曜日が休日の場合は翌日））を除く8時30分から17時00分）とすること。

(4) 提出先 上記5（4）と同じ

(5) 提出部数 各7部

※見積書及び内訳書については、代表者印が押印された原本を1部とし、他6部は写しで可。

8 受託事業者の選定方法

新潟県は提出された書類について、以下の項目について書類審査を行い、最も適当な事業者を受託事業者として選考する。

※ 提案内容に疑義がある場合は、提案者に対して個別に聞き取りすることがある。

- (1) 提案内容が、新潟水俣病の教訓や経験について、着実に伝えることができるものになっているか。
- (2) 実績等から、業務を確実に遂行する能力があるか。
- (3) 費用が予定価格内であり、見積額が妥当なものか。

選考結果については、採用・不採用にかかわらず提案書の提出のあった者全員に書面で通知する。

9 問い合わせ先

新潟県福祉保健部生活衛生課環境と人間のふれあい館分室 担当：伊藤

住所 〒950-3324 新潟市北区前新田字新々囲乙364-7

電話 025-387-1450 F A X 025-387-1451

メール fureai@abeam.ocn.ne.jp